

# 第2回 和歌山市新水道事業ビジョン 水道料金検討会議

令和6年1月30日

和歌山市福祉交流館（あいあいセンター）

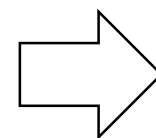
3階 会議室

# 目次

- I 適正な料金水準について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～ 9
- II 水道料金算定の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～ 19
- III 料金体系見直しの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～ 28
  
- (資料) 料金水準の中核市等比較及び口径別基本・従量料金割合・・ 29～ 33

# I 適正な料金水準について

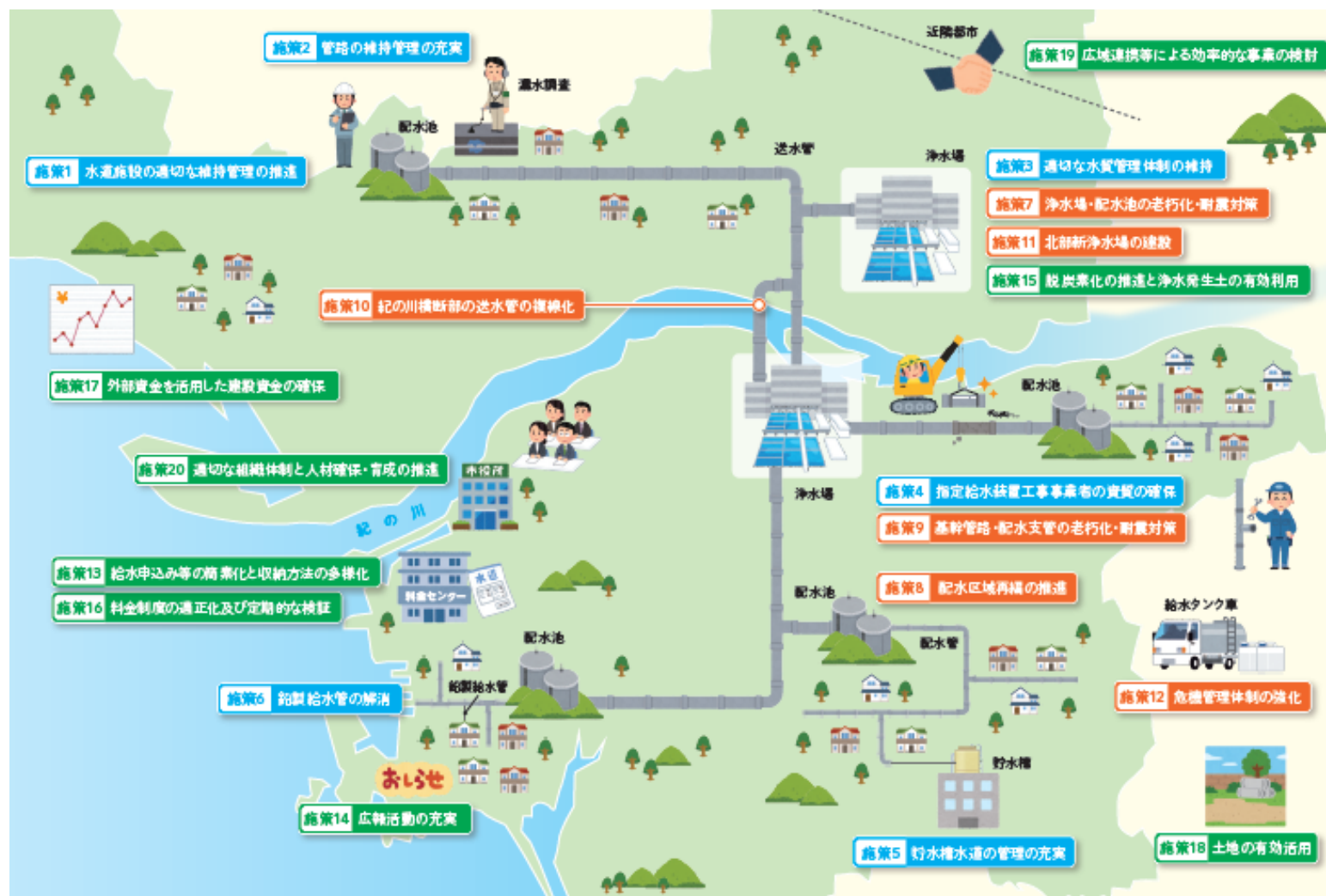
「維持管理経費」  
「加納浄水場の更新」  
「老朽管の更新など」 の実施  
「送水管複線化事業」  
「管路更新の拡充など」



平均料金改定率  
「17.8%」

# 1 水道事業の仕組みについて

## 【水道事業のイメージ図】



# 1 水道事業の仕組みについて

## 【水道事業会計のイメージ図】



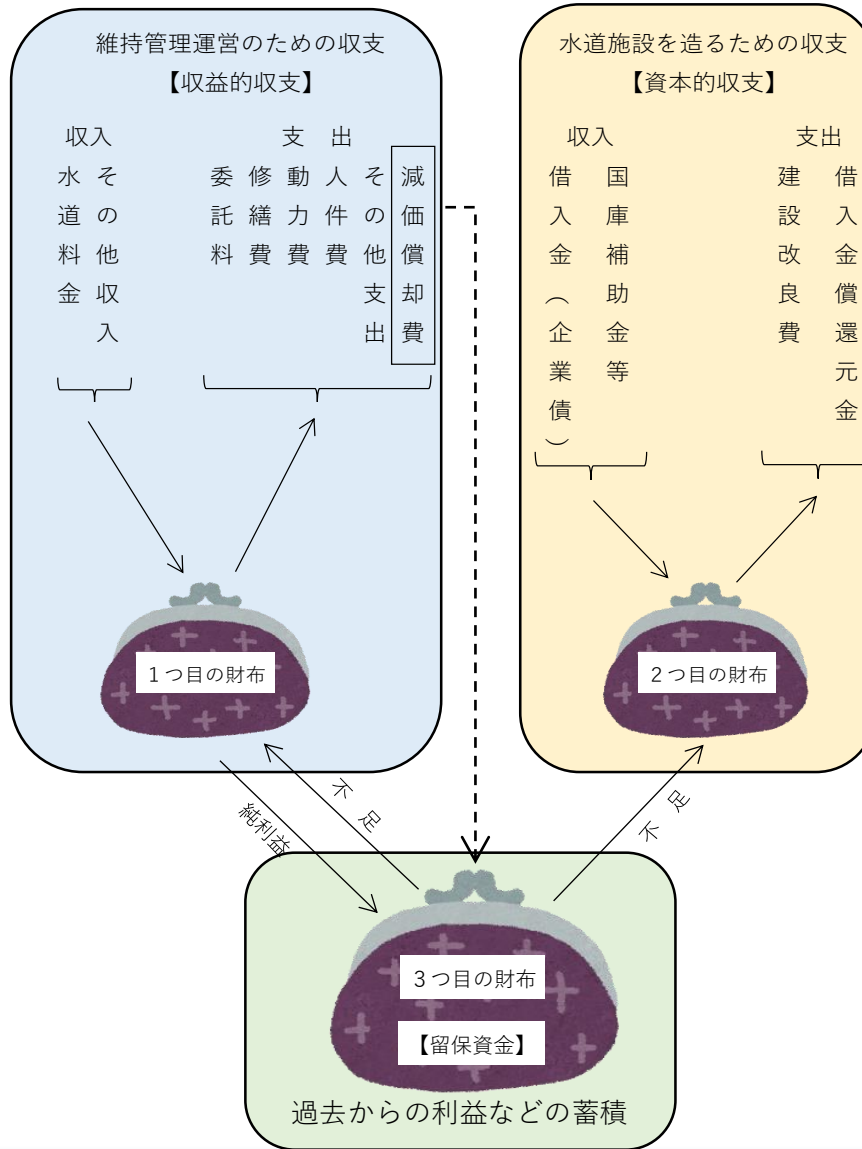
施策1 施設の維持管理



施策2 管路の維持管理



施策2 管路の点検



施策9 管路の更新・耐震化



施策7 加納浄水場の更新



施策10 11 送水管複線化・北部新浄水場

## ○水道料金改定における判断基準について

判断基準	
維持管理運営のための収支 (収益的収支) (1つ目の財布)	・料金算定期間において、継続して黒字(収支不足が発生しない)状態を保つ
過去からの利益などで収入不足を賄う収支 (留保資金) (3つ目の財布)	・料金算定期間において、継続して黒字(留保資金残高を有する)状態を保つ
料金回収率 (給水に係る費用が水道料金収入で賄っている率)	・料金算定期間において、継続して100%以上を保つ

※料金算定期間 4年間(令和7年度～令和10年度)

## 2 現行料金におけるシミュレーション状況

### ○維持管理運営を行うための会計（収益的収支）（1つ目の財布）（単位：百万円）

年 度		R4(決算)	R5(予算)	R6(見込)	R7(見込)	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R7~R10 計
収入	水道料金	6,382	6,391	6,249	6,199	6,157	6,124	6,084	24,564
	加入金ほか	666	675	655	653	651	650	667	2,621
	合 計	7,048	7,066	6,904	6,852	6,808	6,774	6,751	27,185
支出	事業運営に伴う経費	2,637	3,224	3,278	3,316	3,431	3,449	3,468	13,664
	借入金に対する利息	611	588	552	548	552	588	626	2,314
	減価償却費	3,053	3,164	3,209	3,246	3,274	3,321	3,420	13,261
	合 計	6,301	6,976	7,039	7,110	7,257	7,358	7,514	29,239
純損益（収支差）		747	90	△135	△258	△449	△584	△763	△2,054

①平均改定率  
12.6%必要

### ○施設整備を行うための会計（資本的収支）（2つめの財布）（単位：百万円）

年 度		R4(決算)	R5(予算)	R6(見込)	R7(見込)	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R7~R10 計
収入	借入金	2,298	2,495	3,393	3,436	5,557	5,466	5,448	19,907
	補助金・出資金など	1,132	851	493	606	1,138	927	344	3,015
	合 計	3,430	3,346	3,886	4,042	6,695	6,393	5,792	22,922
支出	建設改良費(施設投資)	4,373	4,272	4,842	5,308	8,498	8,176	7,518	29,500
	借入金に対する元金	2,974	2,972	2,873	2,718	2,650	2,559	2,420	10,347
	合 計	7,347	7,244	7,715	8,026	11,148	10,735	9,938	39,847
収支不足額		△3,917	△3,898	△3,829	△3,984	△4,453	△4,342	△4,146	△16,925

②平均改定率  
17.7%必要

③平均改定率  
17.8%必要

### ○留保資金残高（3つ目の財布）

（単位：百万円）

年 度	R4(決算)	R5(予算)	R6(見込)	R7(見込)	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)
留保資金保有額(年度末累計)	1,235	641	1	△835	△2,058	△3,195	△4,336

資金ショート

### ○料金回収率

（給水に係る経費が水道料金収入でどの程度賄われているかの指標）（単位：%）

年 度	R4(決算)	R5(予算)	R6(見込)	R7(見込)	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)
料金回収率	99.48	96.61	93.44	91.70	89.12	87.35	85.09

100%未済で必要な費用を料金で回収できていない

### 3 料金水準の試算結果

料金改定時期	令和7年度
料金算定期間	4年間（令和7年度～令和10年度）

①平均改定率「12.6%」の場合

	R7	R8	R9	R10	評価
純損益（百万円）	523	327	188	4	○
留保資金（百万円）	△54	△455	△866	△1,241	×
料金回収率（%）	103.20	100.30	98.30	95.80	×

算定期間内で  
純損益は黒字となる  
留保資金及び料金回収率は満たさない

②平均改定率「17.7%」の場合

	R7	R8	R9	R10	評価
純損益（百万円）	839	641	500	314	○
留保資金（百万円）	262	175	76	0	○
料金回収率（%）	107.9	104.8	102.8	99.9	×

算定期間内で  
純損益及び留保資金は黒字となる  
料金回収率は満たさない

③平均改定率「17.8%」の場合

	R7	R8	R9	R10	評価
純損益（百万円）	843	645	504	318	○
留保資金（百万円）	266	182	87	27	○
料金回収率（%）	108.0	104.9	102.9	100.2	○

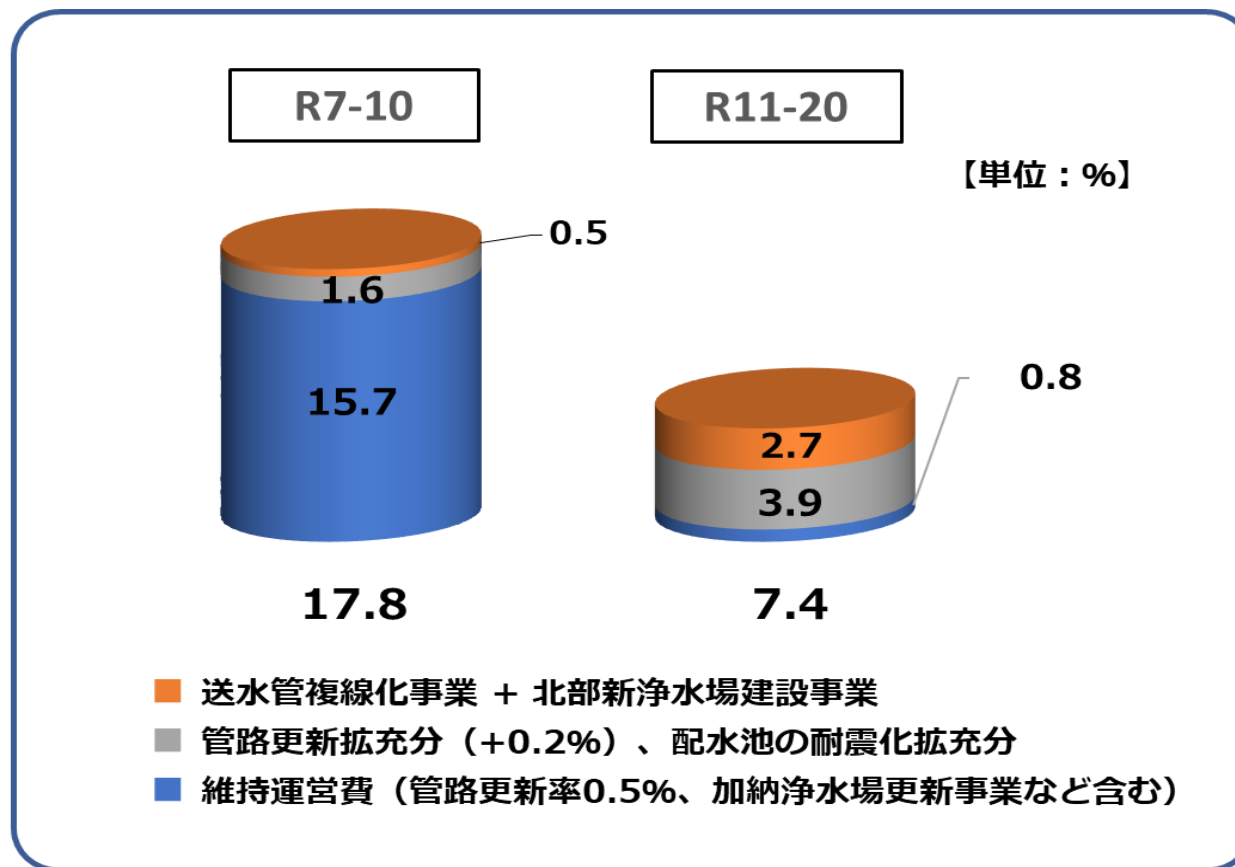
算定期間内で  
純損益、留保資金及び料金回収率  
全てにおいて満たす

これらの評価を行い、今後新たに「約43.7億円」を水道料金で回収する必要がある。  
必要な料金水準 「17.8%」



# ○ 必要な料金水準について

今まで本市では、安心・安全な水を供給するため、減少し続ける水道料金に対し、委託化や施設運営の効率化などで経費削減対策を実施し対応してきました。結果として、平成10年度以降25年間にわたり、水道料金の改定は行っておりません。しかし、経費削減対策には限界がきており、加えて昨今の電気代等の高騰もあり、また、施設の強靱化やリダンダンシーの確保も行うため、これまで以上に厳しい経営状況となっています。



## II 水道料金算定の仕組み

# 1 水道料金の原則について

## 水道料金の原則

（地方公営企業法第21条及び水道法第14条による）

### ① 公正妥当性

受益者である皆様に、サービス（受益）に合わせた公平な料金体系

### ② 適正な原価

効率化を図ることで無駄なコストを省き、事業運営を行える適正な原価

### ③ 健全運営の確保

資産維持（更新等）を行うための利益を確保し、健全運営を行う

# ① 公正妥当性に対する考え方

○地方公営企業法における記載内容  
料金は、**公正妥当なもの**でなければならない

## ●料金の公正妥当性とは

- 水道使用者に対するサービスは、十分にして良質な給水サービスでなければならない
- 水道料金は、使用者が受ける給水サービスに応じて公平でなければならない



使用者ごとに使用水量や使用水量に応じた口径が異なるなかで、使用者間の負担の公平性を担保する水道料金の設定が必要となる

## ② 適正な原価に対する考え方

○地方公営企業法における記載内容

**能率的な経営**の下における適正な原価を基礎

### ●能率的な経営とは

- 実施している業務に無駄が無いか、利用者のニーズに合っているか
- 業務量を適正に把握しているか
- 業務のやり方が適切かつ効率的になっているか

などについて、常に検討を行い、経営改善の努力を続け、水道事業を運営すること

### ③ 健全運営の確保に対する考え方

○地方公営企業法における記載内容

地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるもの

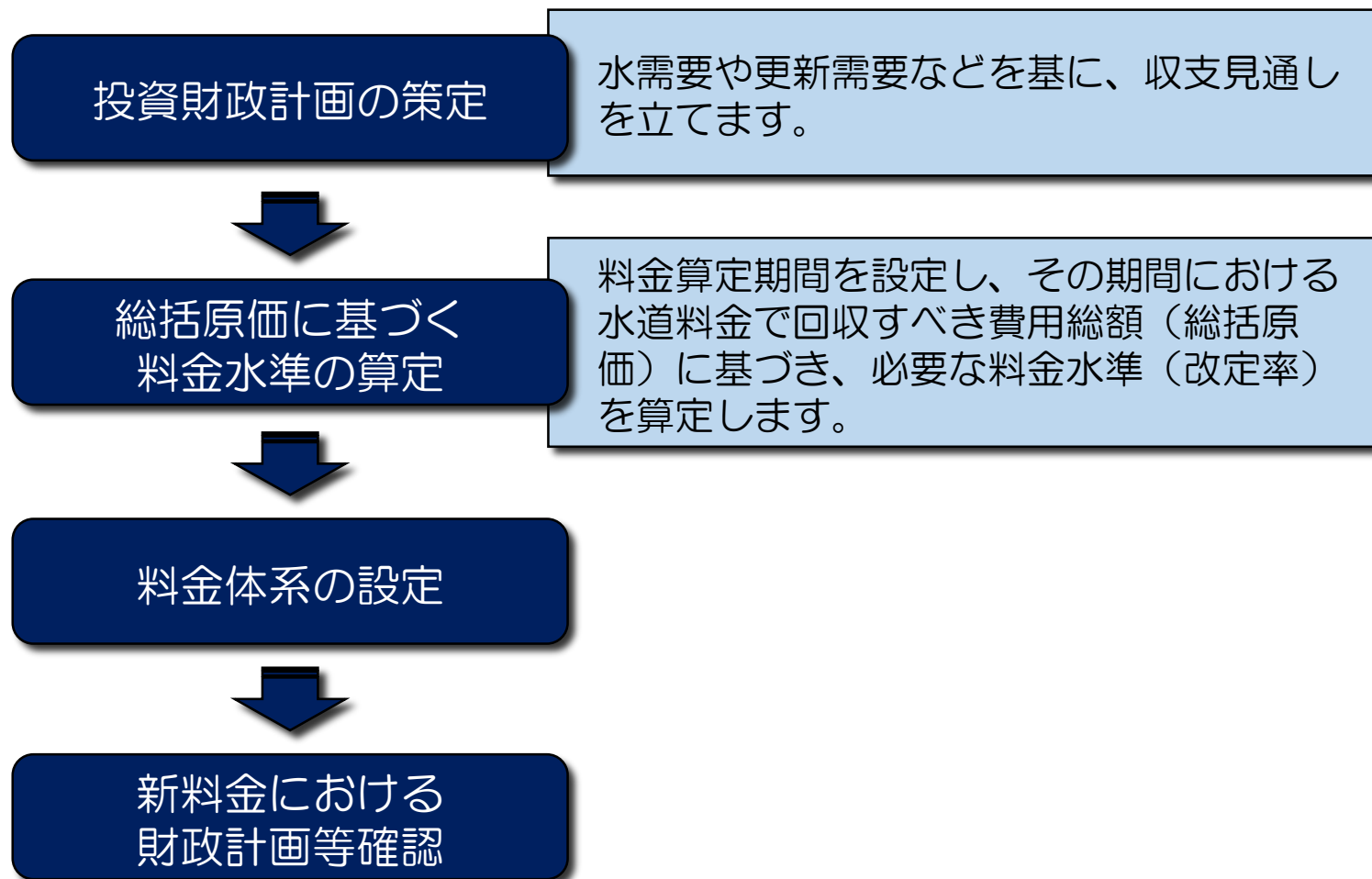
#### ●健全な運営を確保するとは

水道事業を安定的に事業運営していくためには、施設の計画的な維持、更新を行うための経営基盤が必要となる

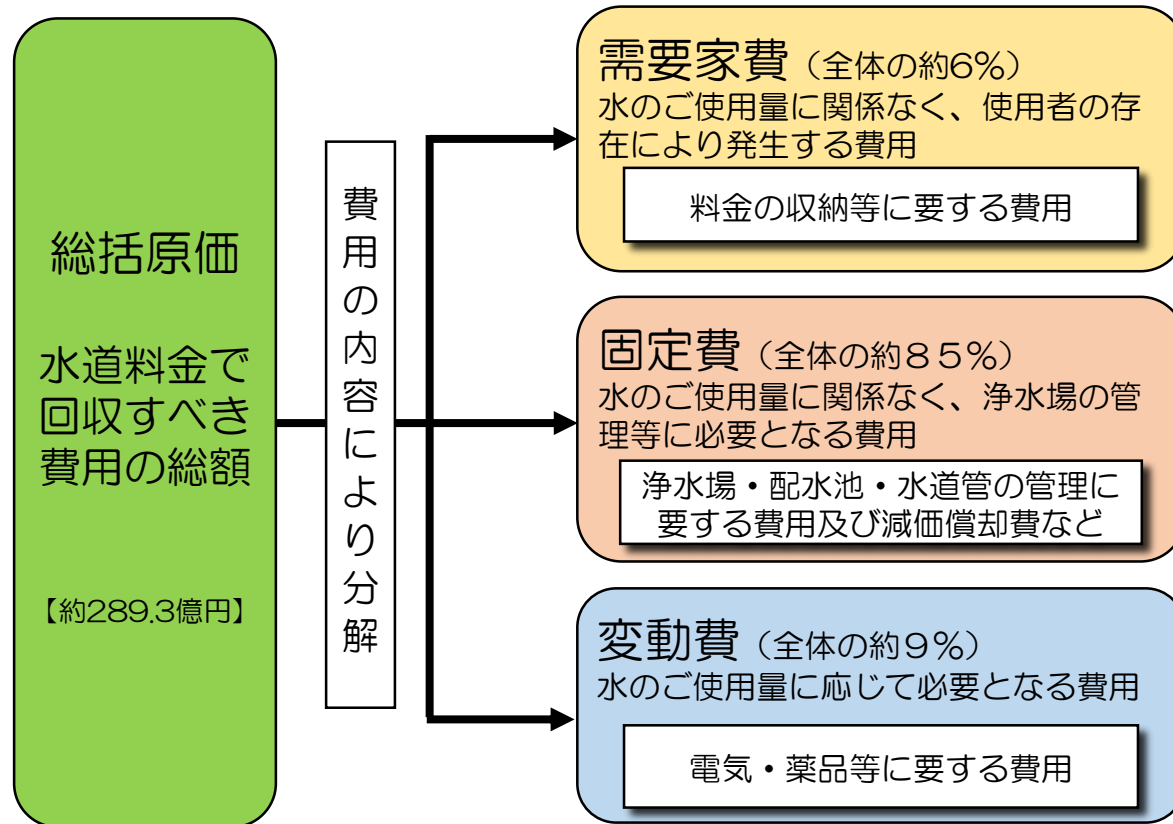


- 施設の計画的な維持、更新が実施できるだけの資金が確保されなければならない
- 資金の確保にあたっては、世代間負担の公平性の観点から企業債を活用

## 2 料金算定の手順

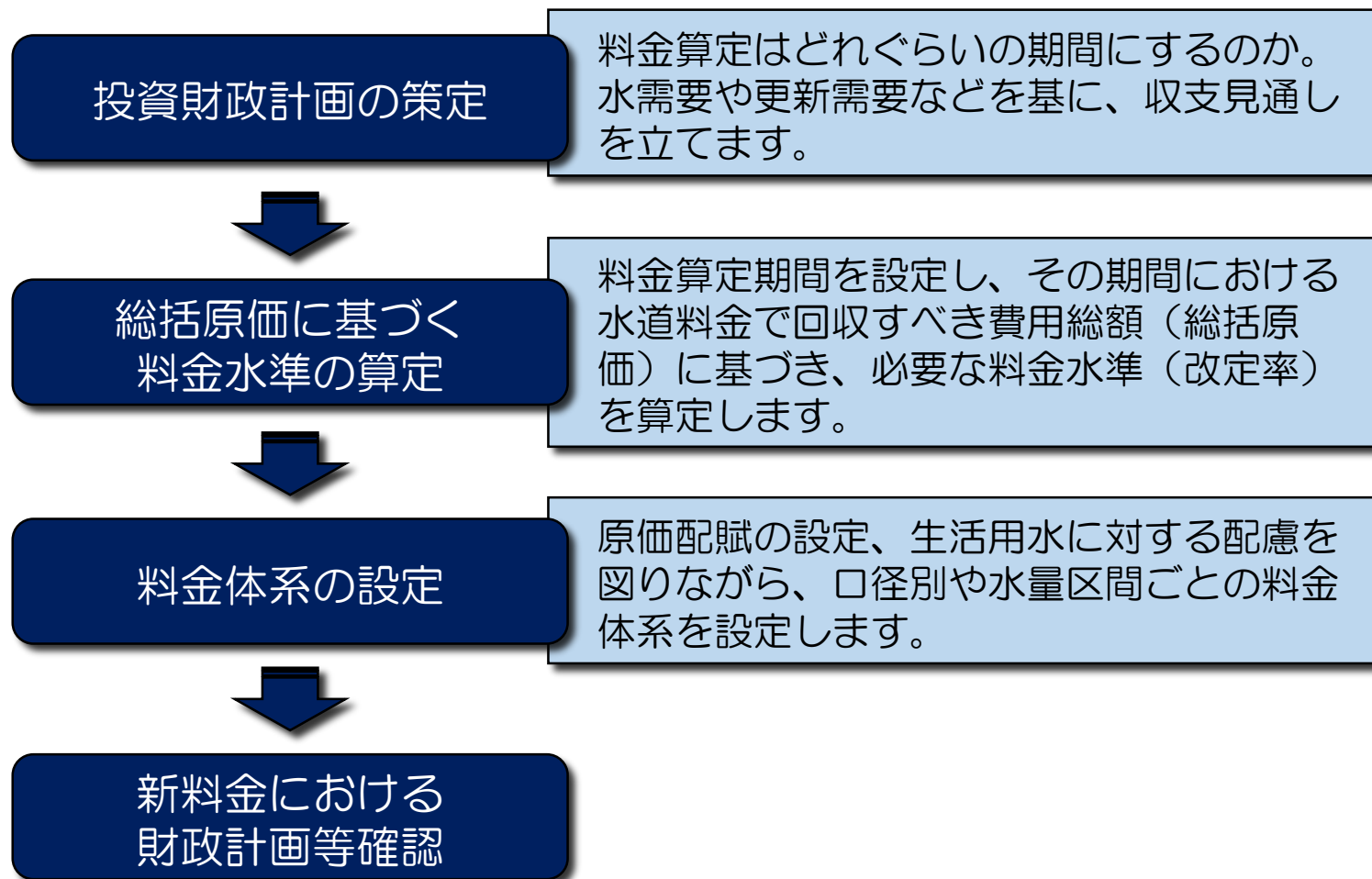


# ○総括原価とは

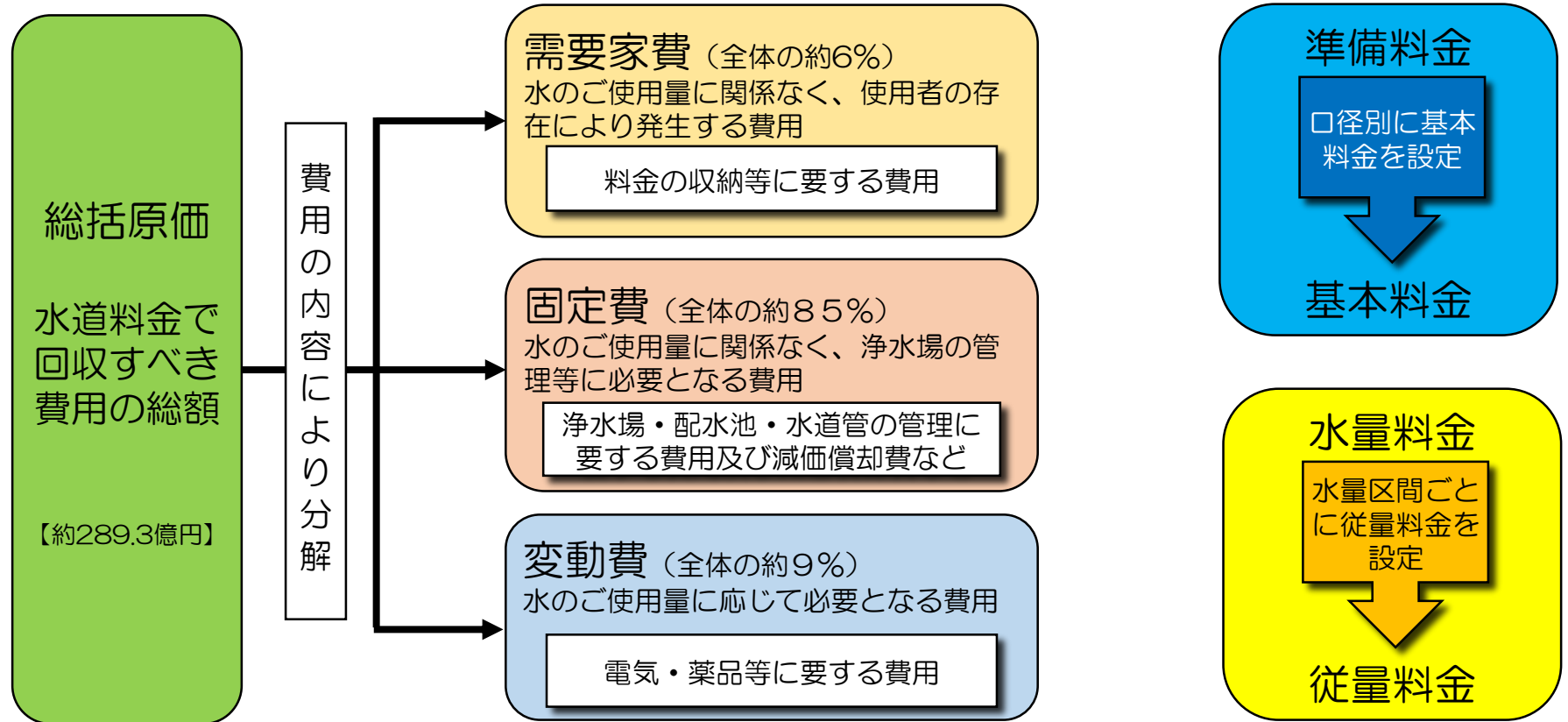




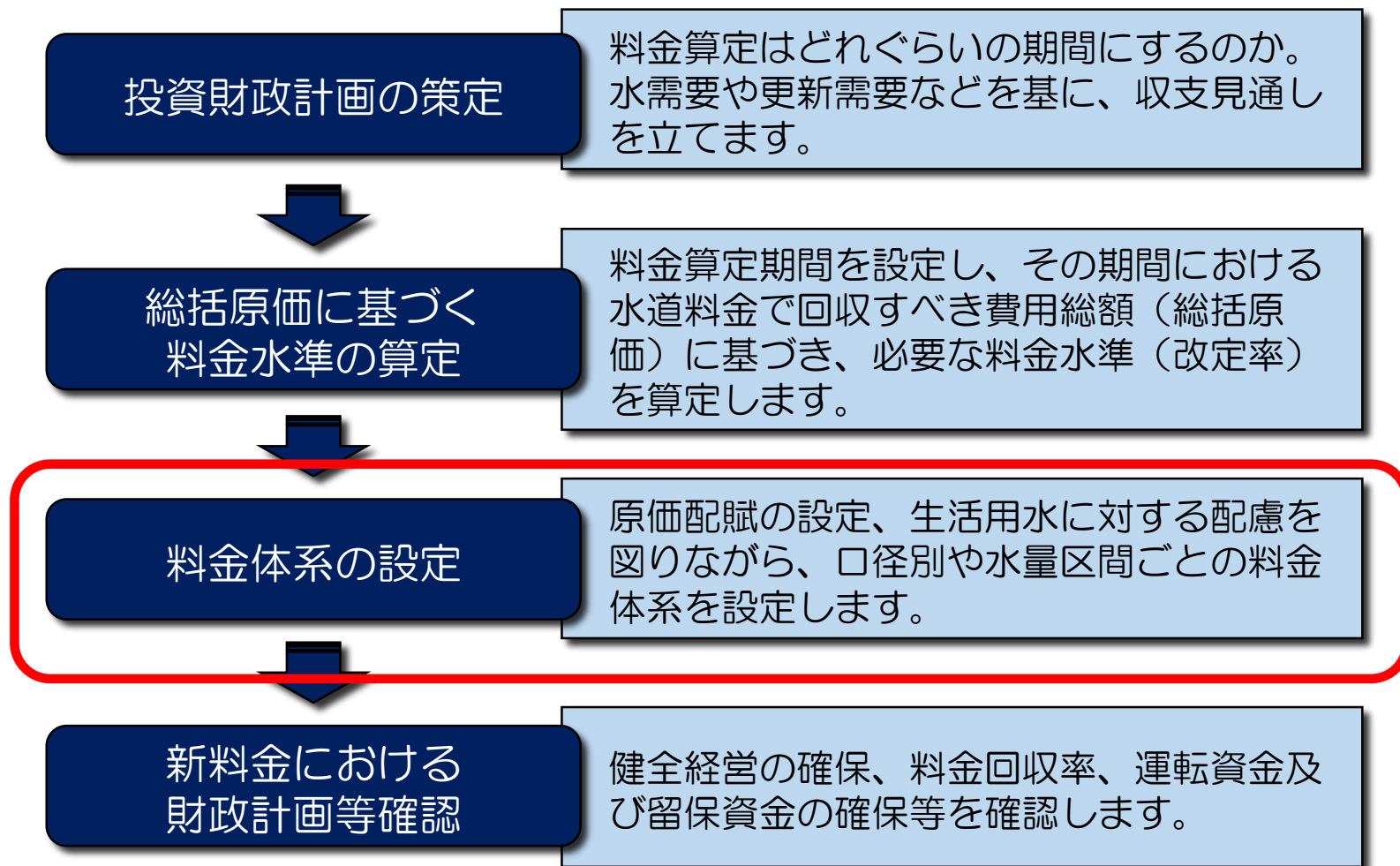
## 2 料金算定の手順



# ○料金体系の設定について



## 2 料金算定の手順



※料金回収率は、100%以上

### III 料金体系見直しの方向性

# 1 現行の料金体系の特徴

## ○料金体系

- ・水道料金は「基本料金」と「従量料金」から構成
- ・「基本料金」は、使用量に関係なく必要となる経費に対するもので、口径に応じて料金を設定
- ・「従量料金」は、使用量に応じていただく料金で、使用量が増えるほど単価が高くなる。（逓増制）

## ○料金体系確立の経緯

- ・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図る目的で、一定量の「生活用水」については低廉な価格で提供
- ・水需要増加の社会情勢もあり、限りある水資源の有効活用を促進することについても配慮し、「段階別水量区部」及び「逓増制」を導入

現行水道料金表（1ヶ月 税抜）

口径・用途	基本料金	従量料金（1㎡につき）					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	700円	1㎡～					
20mm	1,000円	10㎡					
25mm	1,400円	20円					
40mm	3,500円			21㎡～30㎡	31㎡～50㎡	51㎡～100㎡	101㎡～
50mm	6,600円	特徴②					特徴②
75mm	13,400円	特徴②		165円	200円	250円	330円
100mm	21,400円	特徴②					
150mm	46,000円						
200mm	66,000円						
公衆浴場用	150㎡まで 8,000円				151㎡以上 65円		
特殊用	20㎡まで 7,200円				21㎡以上 470円		

### 特徴①

基本料金が安価設定となっている、特に事業者向けの口径40mm以上が安価となっており、従量料金で回収する体系となっている。

### 特徴②

事業者向けの口径40mm以上の従量料金について、第1段と第6段の1㎡当りの単価の差が大きく、逓増度※が大きい。

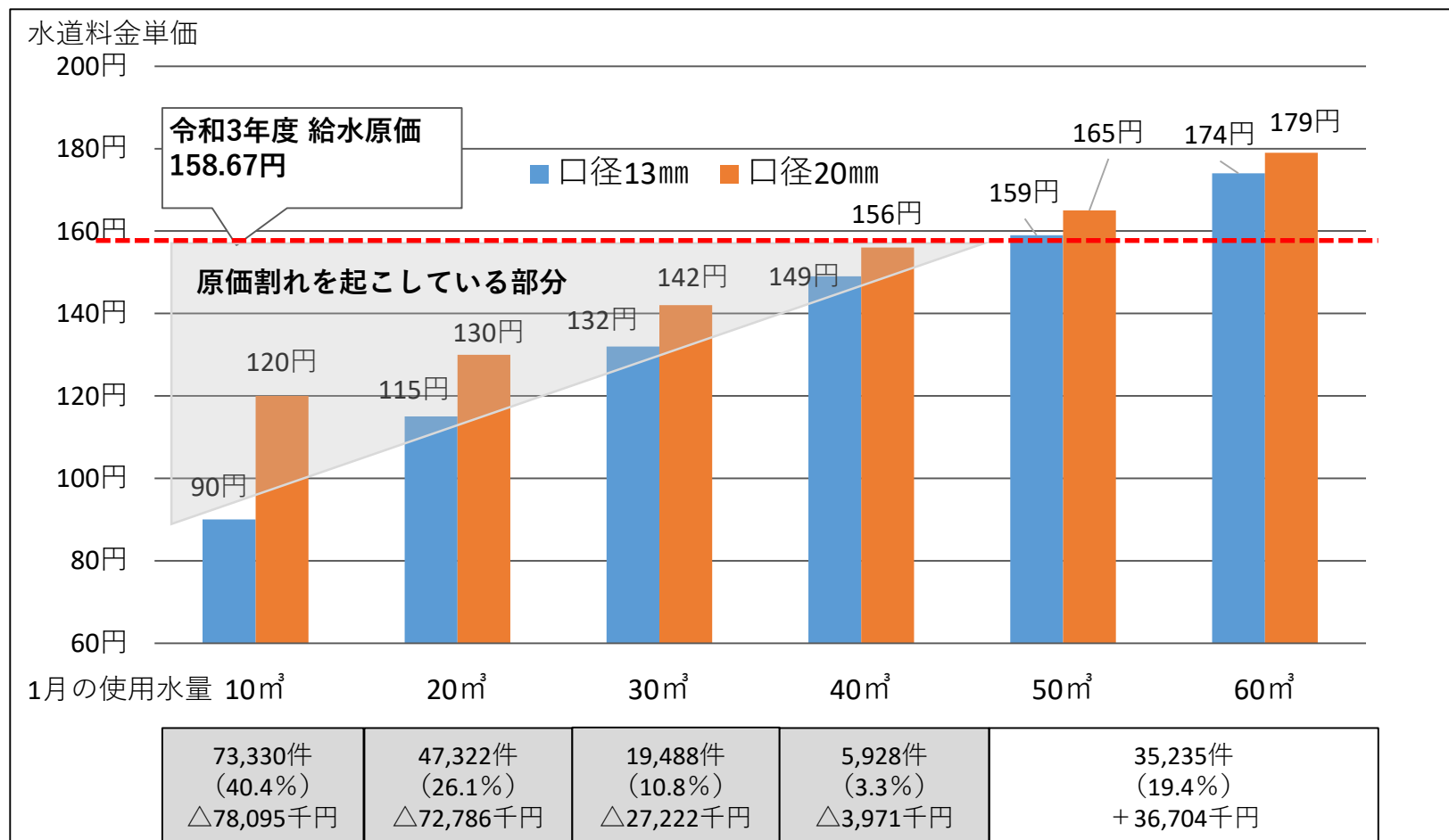
### 特徴③

一般家庭用の第1段従量料金が、生活用水確保の観点から政策的に安価である。

料金差 190円/㎡  
逓増制

## ※ 前回資料

- ・一般家庭（口径13mm・20mm）について  
給水原価と水道料金単価の比較



- ・使用水量が少ない場合の水道料金単価は、給水原価（製造単価）を大きく下回ります。

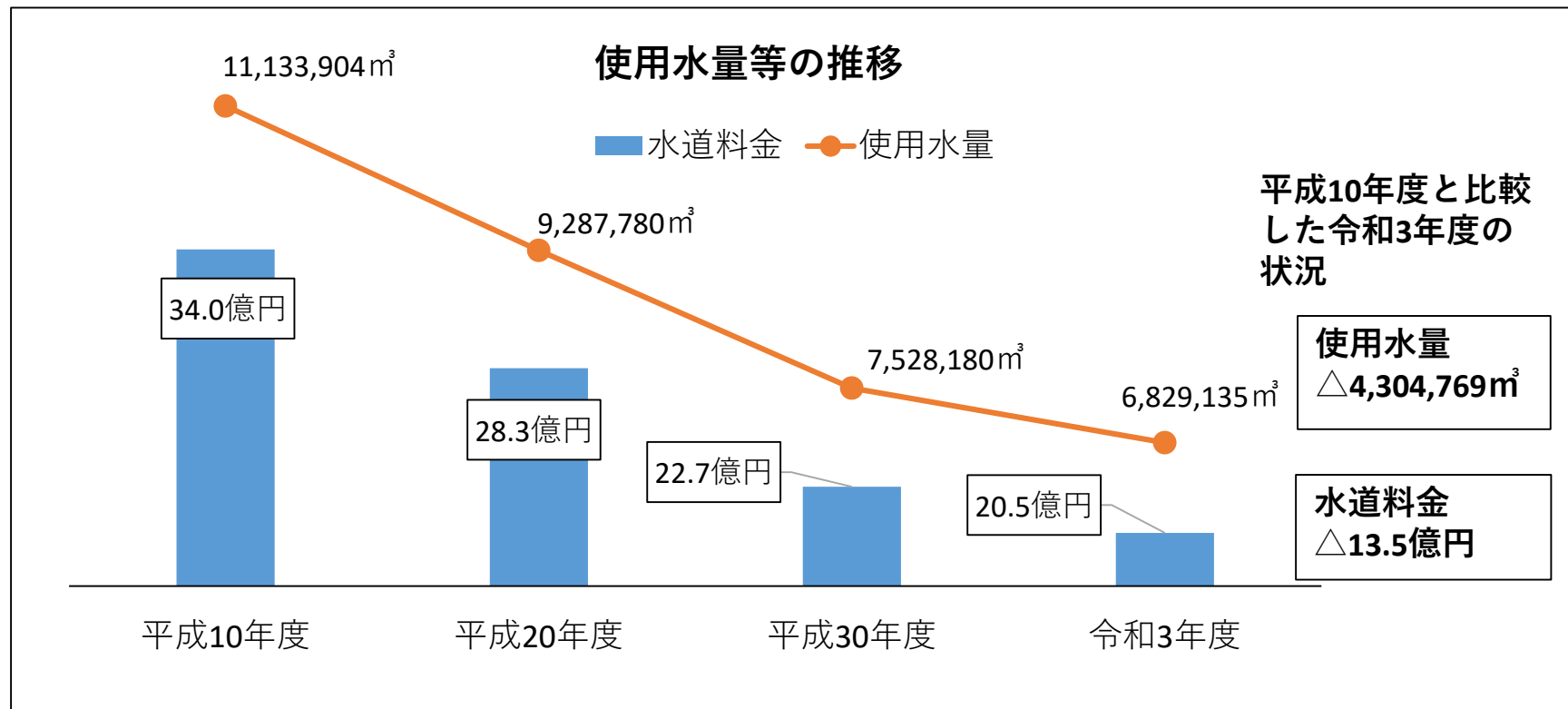
## ※ 前回資料

### ・大口使用者（口径25mm以上）について

#### 【減少要因その3】

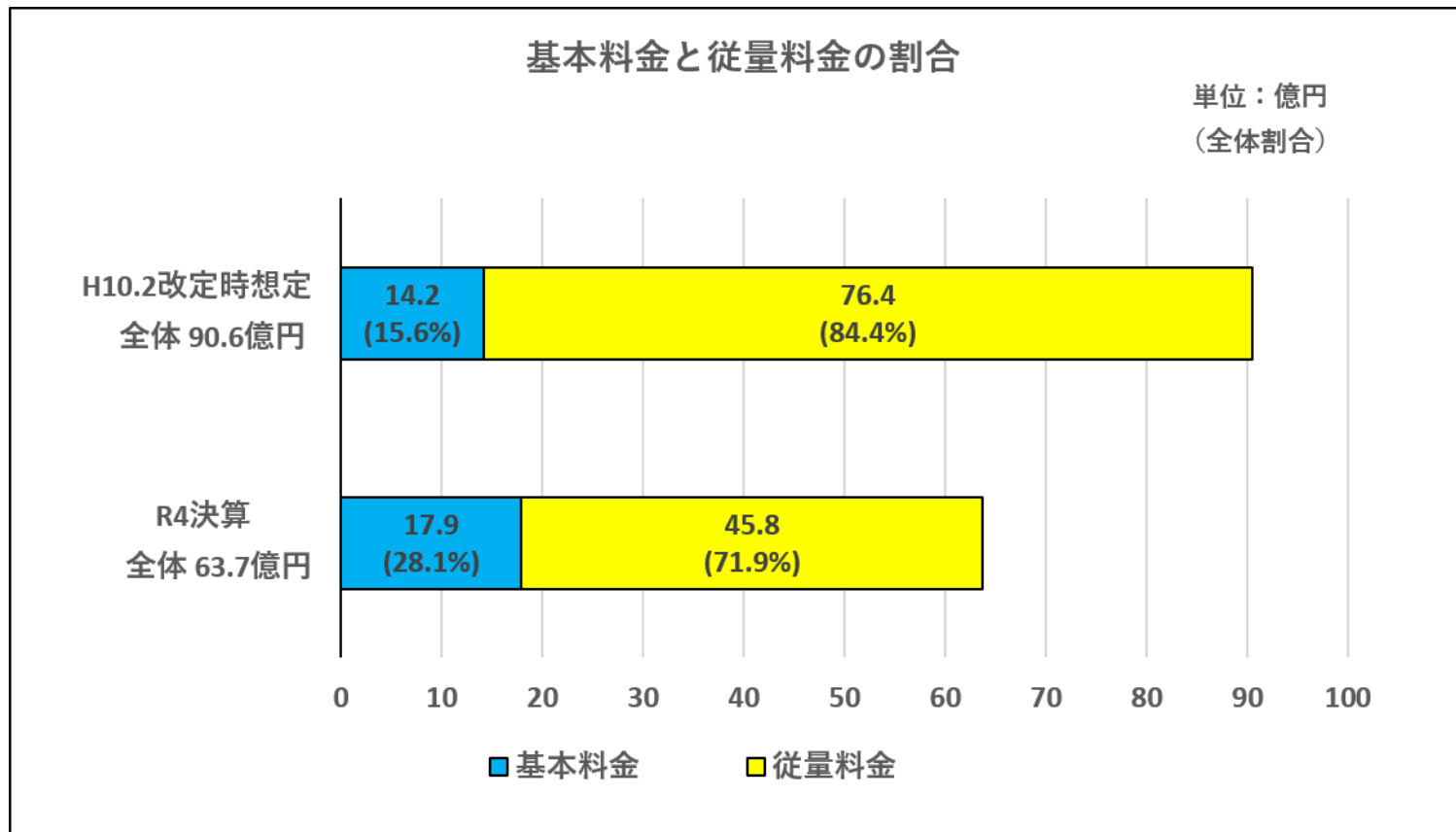
大口使用者においても、**節水対策等により使用水量が大きく減少**しています。

大口使用者は、**最大従量料金（330円）を乗じた水道料金が減少**するため、水道事業における影響は非常に大きくなります。



## 2 現行の料金体系について

- 現行の料金体系は、水需要が増加傾向の社会情勢では、使用量抑制の機能を有していたが、核家族化や節水機器の普及などによる水需要減少社会においては、大きな影響を受けやすく、継続した事業運営にそぐわない体系



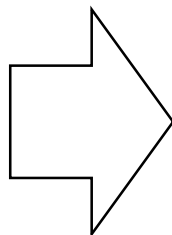
- 水需要減少社会下においても、継続して事業運営が行えるよう、料金体系の適正化が必要



### 3 料金体系の原則と検討にあたっての視点

#### ○料金体系の原則

料金は個々の給水に要する個別原価に基づき設定（個別原価主義）することで、客観的公平が確保できる



#### ○検討にあたっての視点

公平性の視点に加え、使用者の激変緩和や経営環境の変化への対応などにも配慮して検討する

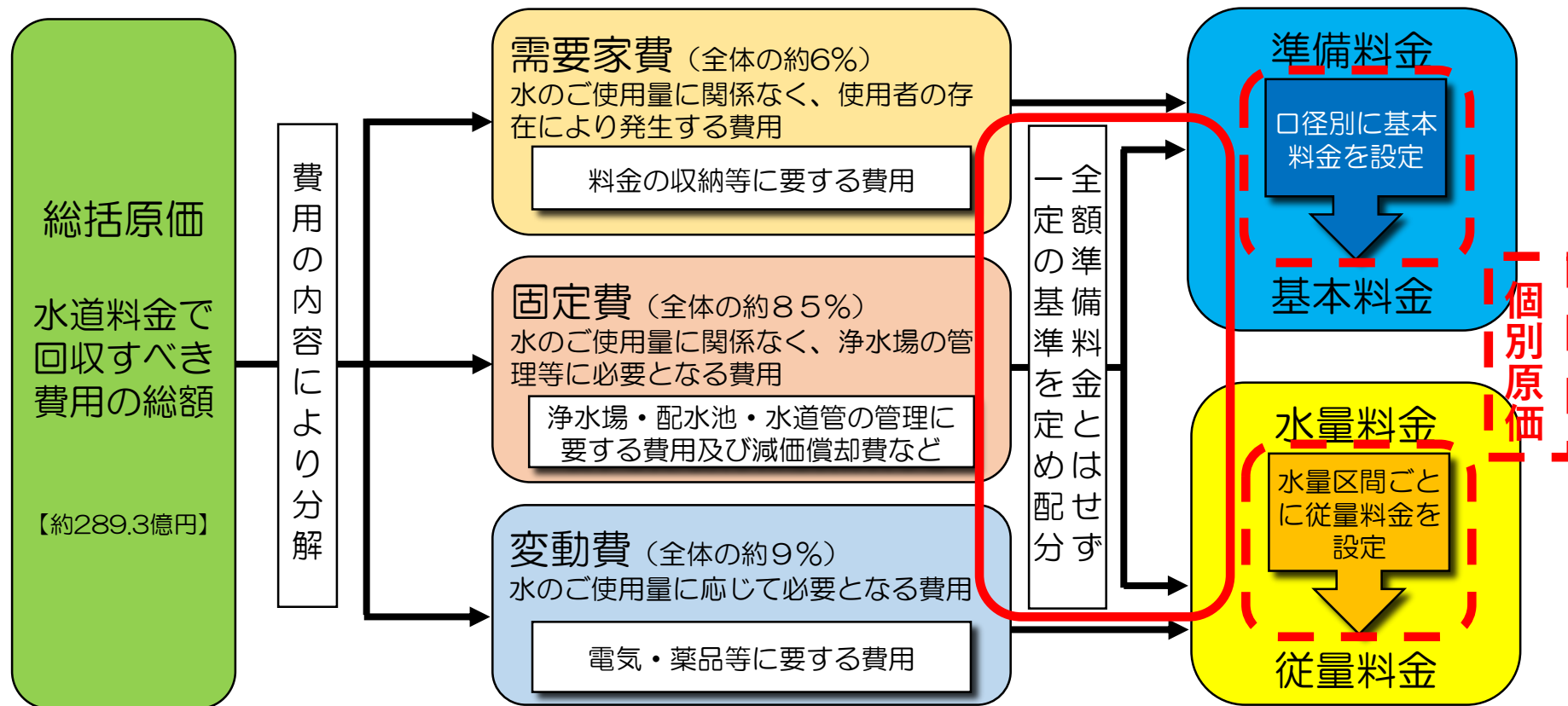
※個別原価主義・・・大口径利用者が一度に多くの水を利用できるように対応するために、多額の整備費用が必要となる。このことから、大口利用者の基本料金等により多くの水道料金を負担することで公平性が保たれるという考え方

#### ①料金体系の検討の主な視点

検討の視点		考え方
公平性	客観的公平の確保	個々の給水に要する個別原価に基づく料金設定
使用者負担	激変緩和	急激な負担増加とならないよう配慮
		生活用水確保への配慮
健全経営	経営環境の変化に強い料金体系	現状起きている水量減少の影響を受けにくい料金体系

## ②個別原価に基づく料金体系の考え方

総括原価を、費用の性質に基づき「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、分解した費用を、「準備料金」と「水量料金」に配分します。  
配分した料金を、「基本料金」と「従量料金」に配賦し、料金表を作成します。



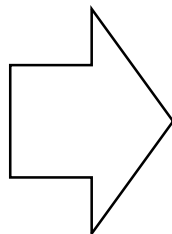
- ・基本料金・・・使用水量の有無にかかわらず負担いただく料金
- ・従量料金・・・使用水量に応じて負担いただく料金（単位水量当たりの価格を乗じて算定）

## 4 料金体系検討の方向性（まとめ）

- 検討ポイントごとの基本的な考え方と検討の方向性は以下のとおりです。

### 検討ポイント① 基本料金と従量料金の収入割合について

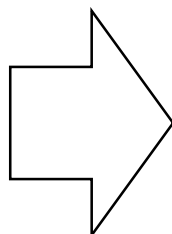
水需要の減少が見込まれる現状において、基本料金収入の割合が低いと、水量減少による料金収入減少の影響が大きくなる



経営の安定性を確保するために、基本料金収入割合の増加を図る方向で検討する

### 検討ポイント② 口径別基本料金の設定について（特徴①）

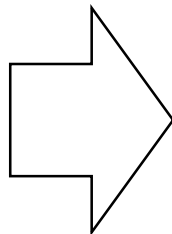
公平性の点から、基本料金で回収すべき料金収入を、各口径に応じて必要となる費用に基づいて各口径の基本料金に配分することとされています



総括原価の試算結果に基づき、特に大口口径の基本料金負担を増やす方向で、口径別基本料金の設定について検討する

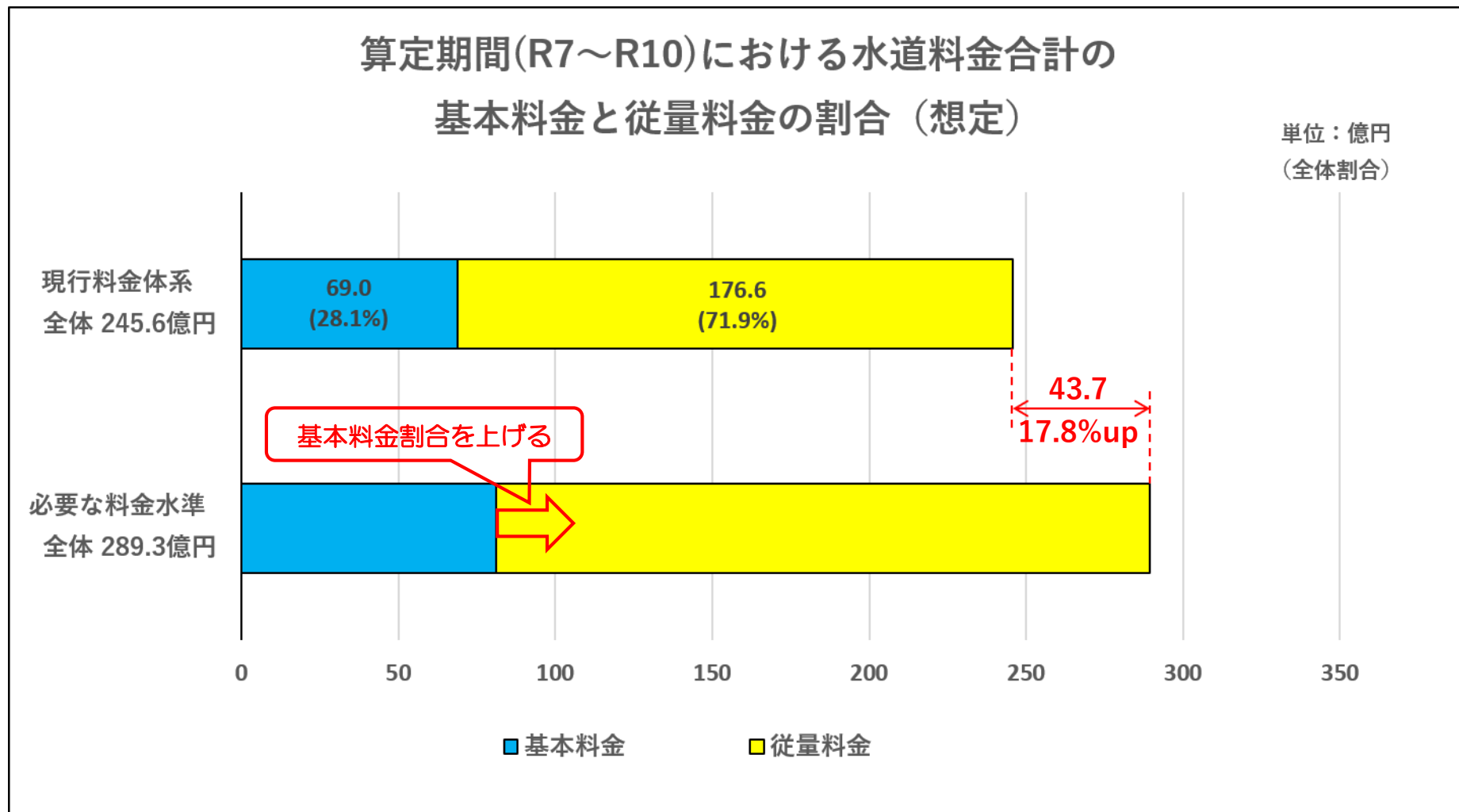
### 検討ポイント③ 従量料金の設定について（特徴②・③）

水需要の減少が見込まれる現状において、逡増度が大きいと水量減少による料金収入減少の影響が大きくなる



安定的な料金収入の確保のために、従量料金の単価を見直す方向で検討する  
あわせて、生活用水確保の観点から政策的に行っている小口径の第1段料金についても妥当性を検討する

# 必要な料金水準のイメージ



(参考資料)

料金水準の中核市等比較及び  
口径別の基本料金と従量料金の割合

# 【参考】 中核市 口径別基本料金 ランキング

R5.4現在

順	団体名	φ 13	順	団体名	φ 20	順	団体名	φ 25	順	団体名	φ 40	順	団体名	φ 50	順	団体名	φ 75	順	団体名	φ 100	順	団体名	φ 150	順	団体名	φ 200
1	福島市	1,250	1	郡山市	2,870	1	松江市	5,200	1	松江市	16,400	1	松江市	28,000	1	松江市	76,000	1	松江市	155,400	1	松江市	422,200	1	大津市	455,360
2	呉市	1,140	2	福島市	2,500	2	郡山市	4,700	2	郡山市	14,400	2	いわき市	21,600	2	いわき市	58,000	2	いわき市	115,000	2	いわき市	321,000	2	いわき市	427,000
3	長野市	1,090	3	柏市	2,480	3	柏市	4,060	3	松本市	13,000	3	郡山市	21,300	3	郡山市	53,200	3	柏市	98,800	3	鳥取市	240,000	3	柏市	420,000
4	いわき市	1,080	4	いわき市	2,160	4	いわき市	4,000	4	柏市	12,480	4	松本市	20,000	4	松本市	48,000	4	郡山市	91,000	4	盛岡市	237,900	4	豊橋市	420,000
5	郡山市	1,060	5	鳥取市	1,950	5	松本市	3,500	5	いわき市	11,800	5	柏市	18,400	5	柏市	46,200	5	鳥取市	88,000	5	柏市	226,000	5	鳥取市	400,000
6	下関市	1,039	6	松本市	1,900	6	福島市	3,450	6	福島市	10,500	6	鳥取市	16,700	6	鳥取市	43,900	6	盛岡市	82,800	6	大津市	216,200	6	呉市	382,500
7	川口市	1,010	7	山形市	1,660	7	鳥取市	3,160	7	鳥取市	9,400	7	呉市	16,400	7	盛岡市	39,700	7	横須賀市	82,000	7	豊橋市	203,000	7	横須賀市	370,000
8	大津市	1,010	8	川口市	1,650	8	甲府市	2,720	8	盛岡市	8,300	8	盛岡市	15,100	8	呉市	37,800	8	松本市	82,000	8	郡山市	198,000	8	高槻市	313,300
9	前橋市	930	9	奈良市	1,640	9	秋田市	2,700	9	豊田市	8,210	9	福島市	14,100	9	横須賀市	37,000	9	大津市	80,030	9	呉市	195,500	9	郡山市	281,000
10	福井市	930	10	下関市	1,639	10	姫路市	2,510	10	秋田市	7,800	10	大津市	13,730	10	豊橋市	36,000	10	豊橋市	73,400	10	松本市	180,000	10	吹田市	280,000
11	奈良市	930	11	盛岡市	1,500	11	豊橋市	2,500	11	豊橋市	7,700	11	久留米市	13,600	11	大津市	35,890	11	呉市	73,400	11	豊田市	177,180	11	久留米市	270,000
12	柏市	920	12	長野市	1,500	12	久留米市	2,480	12	高崎市	7,300	12	西宮市	13,500	12	福島市	34,300	12	久留米市	62,500	12	高槻市	162,110	12	川口市	197,820
13	姫路市	914	13	豊橋市	1,450	13	盛岡市	2,400	13	甲府市	6,860	13	秋田市	13,300	13	西宮市	33,800	13	豊田市	61,010	13	枚方市	157,319	13	函館市	189,000
14	吹田市	900	14	松江市	1,400	14	豊田市	2,380	14	大津市	6,750	14	豊橋市	13,300	14	久留米市	32,000	14	高槻市	59,800	14	横須賀市	156,000	14	下関市	188,200
15	盛岡市	900	15	宮崎市	1,290	15	山形市	2,350	15	西宮市	6,700	15	高槻市	13,260	15	高槻市	30,550	15	福島市	55,900	15	吹田市	126,000		平均	180,835
16	山形市	900	16	水戸市	1,225	16	奈良市	2,350	16	高槻市	6,630	16	豊田市	12,200	16	豊田市	30,400	16	枚方市	55,164	16	久留米市	124,000	15	姫路市	175,500
17	松山市	900	17	鹿児島市	1,220	17	松山市	2,300	17	山形市	6,210	17	川口市	12,100	17	秋田市	30,000	17	那覇市	53,278	17	福島市	115,700	16	西宮市	173,000
18	宮崎市	900	18	秋田市	1,200	18	川口市	2,130	18	姫路市	6,100	18	高崎市	11,000	18	高崎市	27,200	18	西宮市	51,000	18	函館市	113,400	17	吹田市	160,000
19	豊田市	890		平均	1,183	19	大津市	2,010	19	松山市	6,000	19	山形市	10,650	19	枚方市	27,051	19	秋田市	50,000	19	西宮市	112,000	18	長野市	156,120
20	明石市	870	19	呉市	1,180	20	下関市	2,000	20	久留米市	6,000	20	横須賀市	10,500		平均	24,499		平均	45,915		平均	111,671	19	高崎市	142,500
21	旭川市	860	20	宇都宮市	1,160	21	長野市	1,920	21	奈良市	5,900	21	姫路市	10,500	20	甲府市	23,940	20	高崎市	45,800	20	秋田市	110,000	20	奈良市	136,000
22	鳥取市	840	21	大分市	1,160		平均	1,920		平均	5,655		平均	10,343	21	山形市	23,410	21	松山市	41,300	21	鹿児島市	102,370	21	尼崎市	129,200
23	西宮市	835	22	函館市	1,110	22	横須賀市	1,800	22	枚方市	5,486	22	甲府市	10,340	22	姫路市	23,200	22	奈良市	41,000	22	川口市	100,800	22	山形市	116,450
24	水戸市	812	23	久留米市	1,100	23	宮崎市	1,780	23	宮崎市	5,150	23	枚方市	9,957	23	松山市	22,800	23	川口市	40,320	23	姫路市	100,500	23	宮崎市	111,480
25	高知市	810	24	青森市	1,090	24	函館市	1,690	24	呉市	5,040	24	松山市	9,800	24	奈良市	22,700	24	鹿児島市	38,970	24	高崎市	100,400	24	鹿児島市	102,370
	平均	808	25	前橋市	1,060	25	鹿児島市	1,680	25	横須賀市	5,000	25	下関市	9,539	25	川口市	22,680	25	山形市	38,110	25	那覇市	95,926	25	那覇市	95,926
26	長崎市	805	26	大津市	1,010	26	水戸市	1,576	26	大分市	4,800	26	函館市	9,450	26	鹿児島市	20,460	26	甲府市	38,100	26	下関市	94,679	26	大分市	95,200
27	横須賀市	800	27	和歌山市	1,000	27	那覇市	1,556	27	川口市	4,660	27	奈良市	9,400	27	那覇市	20,028	27	姫路市	38,000	27	松山市	92,100	27	甲府市	81,600
28	松江市	800	28	吹田市	990	28	宇都宮市	1,540	28	鹿児島市	4,460	28	宮崎市	9,230	28	下関市	19,619	28	函館市	37,800	28	奈良市	84,000	28	福井市	75,200
29	大分市	800	29	姫路市	984	29	高知市	1,540	29	下関市	4,439	29	那覇市	9,139	29	函館市	18,900	29	下関市	36,600	29	山形市	82,450	29	和歌山市	66,000
30	宇都宮市	780	30	西宮市	955	30	青森市	1,490	30	明石市	4,070	30	鹿児島市	8,790	30	大分市	17,500	30	吹田市	31,000	30	宇都宮市	82,130	30	高知市	65,500
31	松本市	780	31	福井市	950	31	大分市	1,430	31	長野市	3,970	31	青森市	8,700	31	宮崎市	17,270	31	長野市	30,400	31	長野市	78,760	31	青森市	56,800
32	豊中市	760	32	岡崎市	950	32	岡崎市	1,410	32	那覇市	3,852	32	大分市	8,600	32	長野市	16,160	32	尼崎市	29,980	32	岡崎市	64,070	32	八尾市	47,000
33	久留米市	750	33	甲府市	900	33	和歌山市	1,400	33	函館市	3,780	33	明石市	8,550	33	函館市	15,960	33	宇都宮市	29,260	33	尼崎市	62,400	33	長崎市	45,000
34	高崎市	715	34	松山市	900	34	西宮市	1,365	34	岡崎市	3,550	34	岡崎市	8,110	34	明石市	15,870	34	宮崎市	29,150	34	大分市	61,500	34	豊中市	40,180
35	函館市	710	35	豊田市	890	35	高崎市	1,320	35	高知市	3,540	35	長野市	7,820	35	岡崎市	15,430	35	大分市	28,000	35	岐阜市	57,715	35	一宮市	17,433
36	秋田市	700	36	高崎市	875	36	吹田市	1,250	36	和歌山市	3,500	36	高知市	7,780	36	青森市	14,100	36	明石市	24,930	36	甲府市	57,670	36	富山市	5,000
37	鹿児島市	700	37	明石市	870	37	青森市	1,230	37	青森市	3,400	37	尼崎市	7,640	37	宇都宮市	14,070	37	岐阜市	23,835	37	明石市	52,940	37	旭川市	3,270
38	和歌山市	700	38	旭川市	860	38	尼崎市	1,220	38	宇都宮市	3,390	38	和歌山市	6,600	38	高知市	13,620	38	岡崎市	23,650	38	岡崎市	47,410			
39	高槻市	690	39	高知市	810	39	福井市	1,100	39	尼崎市	3,220	39	水戸市	5,870	39	和歌山市	13,400	39	水戸市	21,952	39	和歌山市	46,000			
40	岐阜市	685	40	長崎市	805	40	前橋市	1,095	40	水戸市	3,206	40	宇都宮市	5,850	40	水戸市	12,890	40	和歌山市	21,400	40	前橋市	45,100			
41	枚方市	660	41	横須賀市	800	41	長崎市	1,000	41	八尾市	3,000	41	岐阜市	5,355	41	福井市	12,500	41	青森市	20,700	41	水戸市	45,072			
42	一宮市	606	42	豊中市	760	42	一宮市	977	42	一宮市	2,930	42	八尾市	5,000	42	前橋市	12,000	42	高知市	20,540	42	福井市	42,900			
43	八尾市	600	43	高槻市	690	43	明石市	870	43	吹田市	2,700	43	吹田市	4,900	43	岐阜市	11,515	43	福井市	20,400	43	青森市	42,000			
44	青森市	580	44	岐阜市	685	44	旭川市	860	44	長崎市	2,500	44	福井市	4,900	44	吹田市	11,000	44	一宮市	17,433	44	高知市	41,100			
45	那覇市	574	45	枚方市	660	45	岐阜市	760	45	岐阜市	2,275	45	豊中市	4,500	45	一宮市	10,255	45	長崎市	16,300	45	八尾市	34,000			
46	尼崎市	550	46	一宮市	611	46	高槻市	690	46	福井市	2,100	46	一宮市	4,102	46	八尾市	10,000	46	長崎市	16,000	46	長崎市	33,000			
47	豊橋市	530	47	八尾市	600	47	岐阜市	685	47	前橋市	1,670	47	前橋市	3,410	47	長崎市	9,500	47	八尾市	15,000	47	豊中市	17,910			
48	岡崎市	520	48	那覇市	574	48	枚方市	660	48	豊中市	1,160	48	富山市	2,000	48	豊中市	3,860	48	豊中市	6,020	48	一宮市	17,433			
49	甲府市	500	49	尼崎市	550	49	富山市	600	49	旭川市	860	49	富山市	1,700	49	富山市	2,000	49	富山市	2,000	49	富山市	5,000			
50	富山市	400	50	富山市	400	50	八尾市	600	50	富山市	600	50	旭川市	860	50	旭川市	1,320	50	旭川市	1,320	50	旭川市	2,700			
	平均	808		平均	1,183		平均	1,920		平均	5,655		平均	10,343		平均	24,499		平均	45,915		平均	111,671		平均	180,835

※用途別料金体系の事業者は除く

# 【参考】料金水準の中核市比較

中核市水道事業体（57事業体）における和歌山市の料金水準

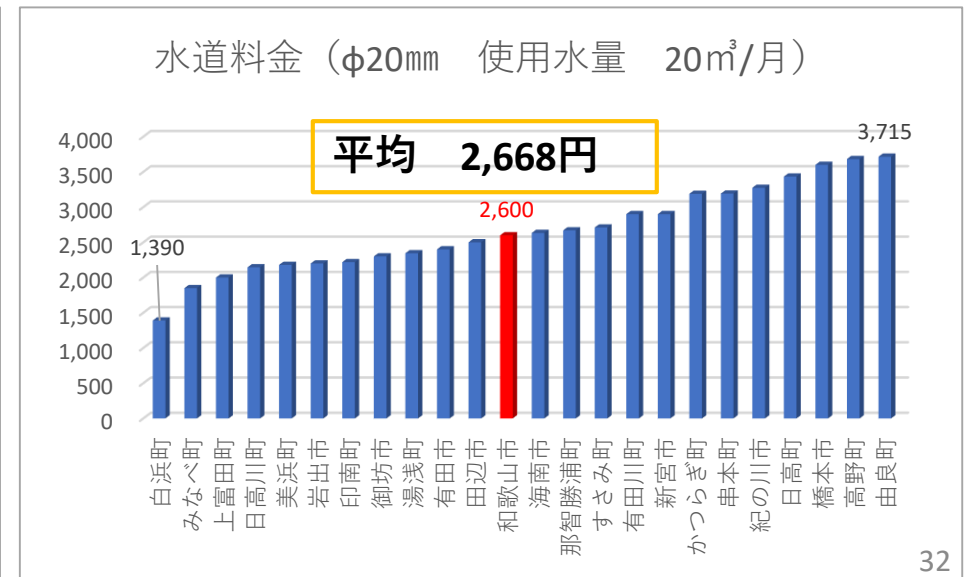
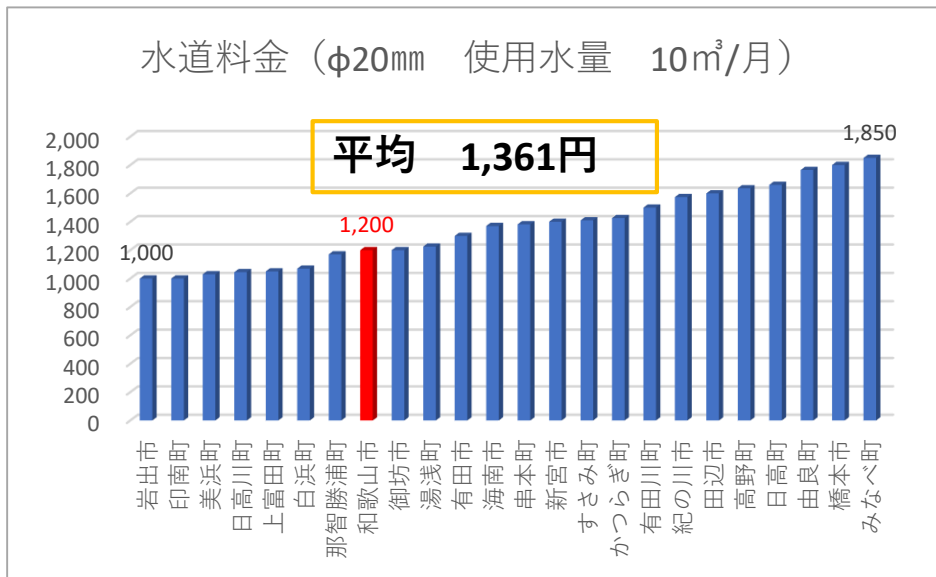
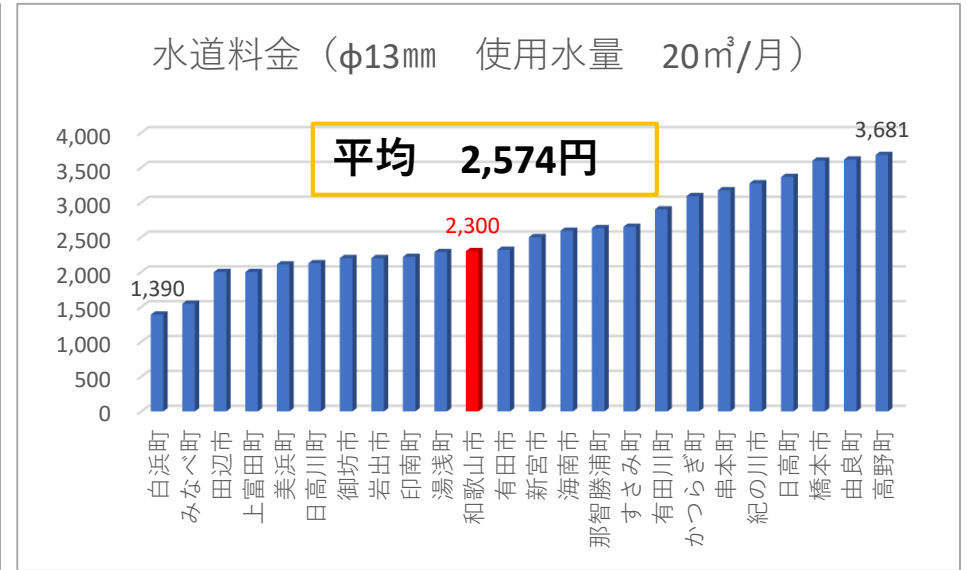
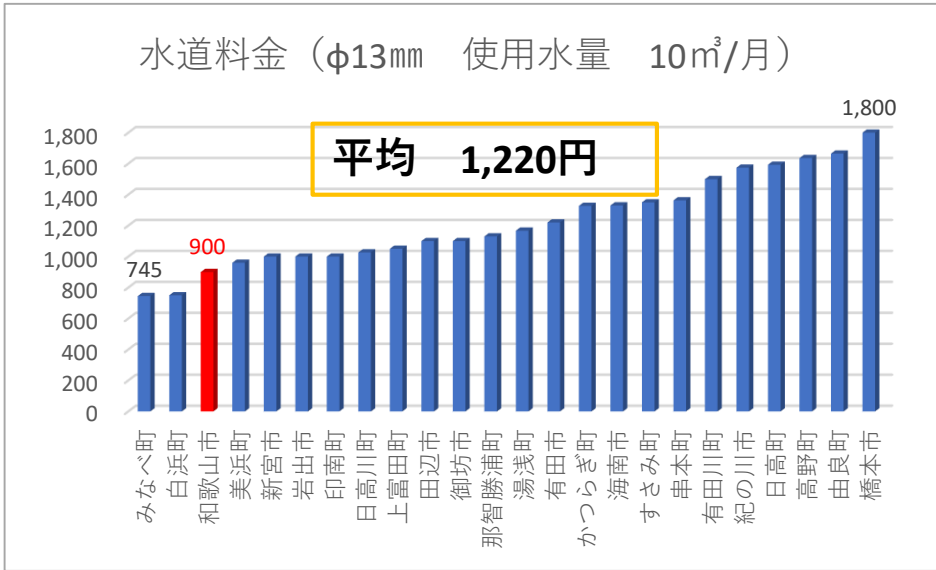
φ13 10㎡/月(抜)			φ13 20㎡/月(抜)			φ20 10㎡/月(抜)			φ20 20㎡/月(抜)		
順	団体名	金額	順	団体名	金額	順	団体名	金額	順	団体名	金額
1	福島市	2,090	1	長崎市	4,105	1	郡山市	3,800	1	郡山市	4,730
2	郡山市	1,990	2	佐世保市	3,814	2	福島市	3,340	2	福島市	4,630
3	いわき市	1,830	3	呉市	3,770	3	いわき市	2,910	3	いわき市	4,470
4	長野市	1,710	4	いわき市	3,390	4	松本市	2,546	4	長崎市	4,105
5	豊田市	1,600	5	福島市	3,380	5	鳥取市	2,470	5	山形市	3,950
21	宮崎市	1,170	21	姫路市	2,579	21	宮崎市	1,560	21	青森市	2,990
22	高知市	1,164	22	松山市	2,541	22	長崎市	1,505	22	宇都宮市	2,980
23	鹿児島市	1,150	平均	2,541	23	甲府市	1,490	23	岡崎市	2,870	
平均	1,136	24	高知市	2,534	24	佐世保市	1,484	24	鹿児島市	2,870	
24	下関市	1,130	24	西宮市	2,525	平均	1,456	平均	2,862		
25	甲府市	1,090	25	大津市	2,520	25	水戸市	1,413	25	柏市	2,840
26	福井市	1,070	26	八尾市	2,520	26	呉市	1,400	26	那覇市	2,765
27	松山市	1,069	27	福山市	2,510	27	旭川市	1,306	27	旭川市	2,736
28	吹田市	1,060	28	青森市	2,480	28	那覇市	1,301	28	久留米市	2,700
29	大津市	1,060	29	奈良市	2,480	29	宇都宮市	1,270	29	姫路市	2,649
30	柏市	1,060	30	松本市	2,473	30	金沢市	1,220	30	西宮市	2,645
31	前橋市	1,022	31	吹田市	2,460	31	久留米市	1,200	31	和歌山市	2,600
32	川口市	1,010	32	金沢市	2,440	32	和歌山市	1,200	32	吹田市	2,550
33	水戸市	1,000	33	岡崎市	2,440	33	高知市	1,164	33	松山市	2,541
34	富山市	1,000	34	豊田市	2,410	34	吹田市	1,150	34	高知市	2,534
35	尼崎市	1,000	35	鳥取市	2,400	35	前橋市	1,132	35	大津市	2,520
36	西宮市	975	36	横須賀市	2,390	36	函館市	1,110	36	八尾市	2,520
37	寝屋川市	964	37	寝屋川市	2,364	37	高崎市	1,109	37	豊田市	2,510
38	豊中市	960	38	東大阪市	2,362	38	西宮市	1,095	38	福山市	2,510
39	高崎市	949	39	久留米市	2,350	39	福井市	1,090	39	岐阜市	2,455
40	八尾市	940	40	鹿児島市	2,350	40	松山市	1,069	40	金沢市	2,440
41	姫路市	939	41	岐阜市	2,345	41	大津市	1,060	41	横須賀市	2,390
42	奈良市	930	42	尼崎市	2,320	42	川越市	1,030	42	寝屋川市	2,364
43	福山市	920	43	明石市	2,310	43	姫路市	1,009	43	東大阪市	2,362
44	明石市	920	44	和歌山市	2,300	44	富山市	1,000	44	尼崎市	2,320
45	東大阪市	902	45	豊中市	2,270	45	尼崎市	1,000	45	明石市	2,310
46	枚方市	902	46	高槻市	2,200	46	寝屋川市	964	46	豊橋市	2,290
47	倉敷市	900	47	前橋市	2,132	47	豊中市	960	47	高崎市	2,279
48	川越市	900	48	高崎市	2,119	48	八尾市	940	48	豊中市	2,270
49	和歌山市	900	49	富山市	2,100	49	福山市	920	49	前橋市	2,242
50	宇都宮市	890	50	枚方市	2,082	50	明石市	920	50	高槻市	2,200
51	横須賀市	890	51	柏市	2,060	51	岐阜市	915	51	函館市	2,180
52	高槻市	850	52	福井市	2,050	52	東大阪市	902	52	富山市	2,100
53	久留米市	850	53	倉敷市	2,000	53	枚方市	902	53	枚方市	2,082
54	豊橋市	810	54	川越市	1,950	54	倉敷市	900	54	川越市	2,080
55	岐阜市	805	55	函館市	1,780	55	横須賀市	890	55	福井市	2,070
56	函館市	710	56	一宮市	1,746	56	高槻市	850	56	倉敷市	2,000
57	一宮市	606	57	豊橋市	1,370	57	一宮市	611	57	一宮市	1,751
平均	1,136	平均	2,541	平均	1,456	平均	2,862				

●上記表から見える特徴

- ・φ13mm及びφ20mmにおける料金水準は、中核市平均に比べ200円程度安い水準となっている。

# 【参考】料金水準の和歌山県内比較

和歌山県内の水道事業体（24事業体）における和歌山市の料金水準（税抜）





# 【参考】

## 口径別 基本料金・従量料金割合の決算推移 (H10年度・R4年度)

